

福岡歯科大学 点検・評価報告書
' 20 改善報告書

福岡歯科大学自己点検・評価委員会
2021年12月

改善報告書の作成にあたって

福岡歯科大学は1991年に自己点検・評価の学内組織を設け（現在は自己点検・評価委員会に改組）、翌年度から自己点検・評価報告書「福岡歯科大学の現状と課題」をほぼ2年毎に発行、学内外に公開して、説明責任を果たしてきた。2009年からは改善・改革を継続、推進するため、「福岡歯科大学の現状と課題」で示された評価基準ごとの【点検・評価】に示された長所・特色、問題点、全体まとめが、どのように対応・改善等されたかを同冊子が発行された翌年に「福岡歯科大学の現状と課題 改善報告書」としてまとめ、ホームページ等で公開し、自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムを確立した。

今回の改善報告書は、2019年に大学基準協会の認証評価用として作成した「福岡歯科大学 点検・評価報告書」に示された評価基準ごとの【点検・評価】が、2020年以降にどのように対応・改善等されたかをまとめたものである。私立歯科大学を取り巻く環境は依然として厳しいが、本冊子が本学の教育、研究、管理運営等の改革・改善の一助となれば幸いである。

2021年12月

自己点検・評価委員会

委員長 高橋 裕

目 次

1. 理念・目的	1-3
2. 内部質保証	4-6
3. 教育研究組織	7-9
4. 教育課程・学修成果	10-13
5. 学生の受け入れ	14-17
6. 教員・教員組織	18-20
7. 学生支援	21-23
8. 教育研究等環境	24-28
9. 社会連携・社会貢献	29-31
10. 大学運営・財務	
(1) 大学運営	32-34
(2) 財務	35-36

1. 理念・目的

【点検評価項目】

- ①大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。
- ②大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。
- ③大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

【点検・評価】

(1) 長所・特色

本学の理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容を「第三次中期構想」として示している。第三次中期構想では、「口腔医学の理念の下に、日本の社会基盤を支える高度の専門的能力および倫理観を備え、高い教養に育まれた豊かな人間性を有する歯科医師を養成するとともに、教育研究・医療・保健・福祉・健康活動を強化し、広く地域・社会に貢献する。」の目的のもと、口腔歯学部、歯学研究科の計画が定められている。口腔医学推進の理念は、2004年5月に「口腔医学の確立」が学園全体の中期目標として決定されたことに端を発し、医学・歯学の統合、患者中心の医療の実現を念頭に新たに創設した理念であり、本学の教育研究の方針として、その後の中期構想においても保持されている理念である。

(2) 問題点

特になし

(3) 全体のまとめ

本学の理念は、「建学の精神」として、「教育基本法及び学校教育法に基づき、歯学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な歯科医師を育成することを目的とし、社会福祉に貢献すると共に歯科医学の進展に寄与することを使命とする。」と定めており、ホームページ、刊行物等で、学生、教職員に公表している。

人材育成その他の教育研究上の目的である、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーは、学部及び大学院についてそれぞれ定めており、ホームページで公表している。

また、本学の理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容を「第三次中期構想」として示している。第三次中期構想では、「口腔医学の理念の下に、日本の社会基盤を支える高度の専門的能力及び倫理観を備え、高い教養に育まれた豊かな人間性を有する歯科医師を養成するとともに、教育研究・医療・保健・福祉・健康活動を強化し、広く地域・社会に貢献する。」の目的の下、口腔歯学部、歯学研究科の計画が定められている。

口腔医学推進の理念は、2004年5月に「口腔医学の確立」が学園全体の中期目標とし

て決定されたことに端を発し、医学・歯学の統合、患者中心の医療の実現を念頭に新たに創設した理念であり、本学の教育研究の方針として、その後の中期構想においても保持されている理念である。

‘20 対応・改善状況

①長所・特色

本学の理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容を「第三次中期構想」として示している。第三次中期構想では、「口腔医学の理念の下に、日本の社会基盤を支える高度の専門的能力および倫理観を備え、高い教養に育まれた豊かな人間性を有する歯科医師を養成するとともに、教育研究・医療・保健・福祉・健康活動を強化し、広く地域・社会に貢献する。」の目的のもと、口腔歯学部、歯学研究科の計画が定められている。

口腔医学の理念は、口腔を身体の一つの臓器と位置づけ、現在の歯学教育の高度専門化とともに一般医学教育を充実させた「口腔医学」を確立・育成することが、超高齢社会を支える歯科医学・歯科医療にとって非常に重要であるとの考えから、「歯学から口腔医学へ」をモットーに、口腔医学教育・口腔医学医療の確立・口腔医育成のフロントランナーとして、その実践に努めている。

2020年度はカリキュラム改編として、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいたアウトカム基盤型教育を展開し、かつ歯学教育モデルコアカリキュラムにおける地域医療への貢献の項目を補強するため、カリキュラムの見直しを行い、前年度まで実施していた「歯科法医学」を「地域医療・災害口腔医学」へ改編し、医療チームの一員として地域医療・災害時医療・災害時の身元確認に貢献できる歯科医療の実践のために、必要な知識・技能・態度を修得することを目指すこととした。

②問題点

特になし。

③全体のまとめ

本学の理念は・目的は適切に設定されており、それを踏まえた口腔歯学部・歯学研究科の目的を適切に設定し、ホームページ、刊行物等で、学生、教職員、社会に公表している。

また、本学の理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容を「第三次中期構想」として示している。第三次中期構想では、「口腔医学の理念の下に、日本の社会基盤を支える高度の専門的能力および倫理観を備え、高い教養に育まれた豊かな人間性を有する歯科医師を養成するとともに、教育研究・医療・保健・福祉・健康活動を強化し、広く地域・社会に貢献する。」の目的のもと、口腔歯学部、歯学研究科の計画が定められている。

2020年度はカリキュラム改編として、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいたアウトカム基盤型教育を展開し、かつ歯学教育モデルコアカリキュラムにおける地域医療への貢献の項目を補強するため、カリキュラムの見直しを行い、前年度まで実施していた「歯科法医学」を「地域医療・災害口腔医学」へ改編し、医療チームの一員

として地域医療・災害時医療・災害時の身元確認に貢献できる歯科医療の実践のために、必要な知識・技能・態度を修得することを目指すこととした。

2. 内部質保証

【点検評価項目】

- ①内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。
- ②内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。
- ③方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。
- ④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ⑤内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価】

(1) 長所・特色

本学は、学則において、教育研究水準の向上に資するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することとし、自己点検・評価及び認証評価機関による評価等多様な評価の結果を本学の目的に反映させ、改革に努めると、明記している。また、「第三次中期構想」の具体的な目標の一つに評価システムの充実を掲げ、内部質保証に関する基本的な方針として、組織運営にかかる内部質保証の確立に向け、効果的な自己点検・評価を実施することを明記している。

また、本学では、「学則」第1条の2を踏まえたうえで、内部質保証に関する大学の基本的な考え方として、「福岡歯科大学の内部質保証の方針、体制及び手続」を定め、ホームページで公表するとともに、教育研究活動等の点検評価としては、「福岡歯科大学の学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)」を定め、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づく教育活動全体の成果を検証し、プログラムの改善に反映することとし、学修成果の評価は、福岡歯科大学自己点検・評価委員会規則が定める内部質保証の一環として行われ、認証評価に反映されることとしている。

自己点検・評価及び改善報告(PDCA サイクル②)は定期的に行われ、事業計画の報告・改善(PDCA サイクル①)も毎年度実施されていることから、点検・評価に関する学則等の規定は遵守され、着実に効果を上げている。

(2) 問題点

特になし。

(3) 全体のまとめ

本学は、「学則」第1条の2において、「本学は、その教育研究水準の向上に資するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」とし、また、「本学は、前項の自己点検・評価及び認証評価機関による評価等多様な評価の結果を本学の目的に反映させ、改革に努めるものとする。」と、明記している。また、「第三次中期構想」の具体的な目標の一つに評価システムの充実を掲

げ、内部質保証に関する基本的な方針として「組織運営にかかる内部質保証の確立に向け、効果的な自己点検・評価を実施する」と明記している。

これらを受けて、本学では、「学則」第1条の2を踏まえたうえで、内部質保証に関する大学の基本的な考え方として、「福岡歯科大学 内部質保証の方針、体制及び手続」を定め、ホームページで公表している。

内部質保証の推進に責任を負う組織として、学長を委員長とする、自己点検・評価委員会を設け、その目的を「福岡歯科大学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うとともに、内部質保証を推進する」と「自己点検・評価委員会規則」第1条で定めている。

なお、教育研究活動等の点検評価としては、「福岡歯科大学の学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)」を定めている。

趣旨は、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づく教育活動全体の成果を検証し、プログラムの改善に反映することであり、学修成果の評価は、福岡歯科大学自己点検・評価委員会規則が定める内部質保証の一環として行われ、認証評価に反映される、としている。学修成果の評価対象は、口腔歯学部及び歯学研究科の教育活動全体、教育プログラム及び授業科目とし、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに照らして行うこととしている。

本学の特色の一つである大学基準協会の評価項目に準拠して行う自己点検・評価報告書「福岡歯科大学の現状と課題'16」および「福岡歯科大学の現状と課題'17 改善報告書」の指摘を受け、福岡歯科大学全体の内部質保証の更なる実質化に向けて、「福岡歯科大学自己点検・評価委員会規則」を改正後、「福岡歯科大学 内部質保証の方針、体制及び手続」及び「福岡歯科大学の学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)」を制定した。これらのことから、内部質保証に係る点検・評価及び改善・向上に向けた取り組みは適切であるといえる。

今後、取り組むべき事項としては、本学が設定したコンピテンシー(ディプロマ・ポリシーを構成する評価可能な具体的能力)の妥当性を検証することである。本学では、授業受講により獲得できるコンピテンシーをシラバスに明記している。2018年度より、学生に獲得能力自己評価アンケートを実施し、学生が実際に授業で獲得できたとするコンピテンシーと、教育支援・教学 IR 室が数値化したコンピテンシーとの間に妥当性、整合性があるかどうかの検証を始めている。これにより、授業レベルの評価・検証に加えて、授業と学位プログラムをリンクしてプログラムレベルの評価・検証を実施する。検証後は、授業で獲得できるコンピテンシーの見直し、授業内容や評価方法の適正化とともにプログラム全体の見直しを行う。新カリキュラムが適用された学生は2023年度に卒業するため、4年後に6コンピテンス、65コンピテンシーによるディプロマ・ポリシーによる検証プロセスを確立する。

本学が内部質保証を機能させるために実行している、毎年の事業計画に基づくPDCAサイクル(PDCAサイクル①)、福岡歯科大学の現状と課題と改善報告書に基づく2年で回すPDCAサイクル(PDCAサイクル②)について、第3期認証評価を受審し、指摘事項に対してPDCAサイクル②で対応する。

‘20 対応・改善状況

①長所・特色

本学の内部質保証は、2つの PDCA サイクルを回すことで点検・評価されていることが特色である。PDCA サイクル①は、事業計画の達成状況に基づく毎年行う点検・評価で、事業計画、事業報告にまとめられている。PDCA サイクル②は、大学基準協会の評価項目に則った2年ごとに行う点検・評価で、現状と課題、改善報告書にまとめられている。担当委員会および事務局において、常時点検・評価が実施され、問題点は毎月2回ほど開催される「部長会」にて検討される。大学全体に関わる点検・評価が必要と判断された場合は、「自己点検・評価委員会」でさらに点検・評価が行われるが、それ以外は「部長会」において迅速に検討されて、担当委員会および事務局に点検結果に基づいた改善指示が出される。このように、「部長会」と「自己点検・評価委員会」が連携して、迅速な対応ができる体制になっており、本学の点検・評価は着実に実施されている。

②問題点

2020（令和2）年度大学評価の結果、以下の改善課題の指摘を受けた。日常の自己点検・評価及び改善支援は、役職教職員によって組織された「部長会」が実施しているが、大学の最終的な内部質保証の責任主体である「自己点検・評価委員会」及び「部長会」の関係性や役割分担に加えて、「部長会」の所掌業務の範囲が不明確である。また、責任の所在や評価の流れ及び連携体制等の内部質保証システムが十分に機能しているとは認められないため、改善が求められる。

これを受けて、①「自己点検・評価委員会」及び「部長会」の関係性と役割分担、②「部長会」の所掌業務範囲、③内部質保証システムを機能させるための責任の所在、評価の流れ、連携体制を明確にするために、自己点検・評価委員会において今後検討することとした。

③全体のまとめ

2018年に「福岡歯科大学自己点検・評価委員会規則」を改正し、「自己点検・評価委員会」を内部質保証の責任主体とし、その権限を明確化した。こうして、教育活動の可視化に向けた委員の配置、委員会の所掌事項の適正化、認証評価の評価基準に合致した評価の実施及び改善に関する権限の明確化、強化を図った。今後は、担当委員会および事務局において、実施された点検・評価において浮かび上がった問題点の迅速な検討及び検討結果に基づく改善指示を担う「部長会」と最終的な内部質保証の責任主体としての「自己点検・評価委員会」の連携体制に関する詳細な規則を整備することから、改正案を「自己点検・評価委員会」、「教授会」の審議を経て、2022年1月までには常任役員会で決定する予定としている。

3. 教育研究組織

【点検評価項目】

- ①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。
- ②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価】

(1) 長所・特色

本学の理念・目的を達成するため、最近の学問動向や社会的要請に鑑み、教育支援・教学 IR 室、訪問歯科センター、内視鏡センター、福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学 口腔医学研究センター、同 地域連携センターを設置し、教育の質的転換や大学改革を推進している。特に、2017 年度に医科歯科総合病院の歯科部門に「訪問歯科センター」を新たに設置したことは、我が国のこれからの医療体系である地域包括ケアシステムを見据えて、歯科医師が病院の外（居宅、施設、他病院）に出向いて診療する時代に対する体制を整え、学生教育に大いに寄与するためのものである。更に、2019 年 10 月に、「訪問歯科センター」を総合歯科学講座の 1 分野としたことで、超高齢社会における多職種連携の重要性に関する学生教育を構築することができるようになった。また、訪問歯科センターは、福岡市歯科医師会や福岡県歯科医師会と協力し、新たに福岡市内のがん拠点病院の済生会福岡総合病院で周術期口腔管理を行うことになり、地域連携に重要な役割を果たしている。

健康長寿社会の形成および地域社会の活性化に資することを目的として設置した地域連携センターについては、出前講座等の地域貢献活動を継続するとともに、2017 年 2 月から介護老人保健施設（サンシャインシティ）を中村学園大学大学院へ実習施設として提供している。

また、研究基盤の強化、独自の先駆的研究および国内外の研究機関との共同研究等の推進に資することを目的として設置した口腔医学研究センターは、研究機器の共同利用や大学院学生の研究指導を行っているほか、勉強会を開く場としても活用されており、教育研究活動の推進にあたり核となることが期待される。

(2) 問題点

特になし。

(3) 全体のまとめ

本学は教育理念である「口腔医学」をブランドとして掲げ、2013年に学部学科名を「口腔歯学部 口腔歯学科」と変更して、「建学の精神」及び「中期構想」を実現するため、教育研究組織及び附属施設を充実させている。また、2019年度に「福岡歯科大学教育研究組織の編制方針」を策定し、その方針に基づき本学を取り巻く学問動向や社会的要請などの様々な環境に対応し、必要な教育研究組織を設置・運営できている。

なお、2017年10月に医科歯科総合病院の歯科部門に訪問歯科センターを、同年11月に医科部門に内視鏡センターを開設した。さらに、両部門ともに教育組織の1分野としたことで、超高齢社会における多職種連携の重要性に関する教育を構築することができるようになった。

その他、本学の研究基盤の強化のため、一定の役割を終えた老化制御研究センター及び先端科学研究センター並びに再生医学研究センターを廃止し、独自の先駆的研究および国内外の研究機関との共同研究等の推進に資することを目的として設置した口腔医学研究センターは、研究機器の共同利用や大学院学生の研究指導を行っているほか、勉強会を開く場としても活用されており、教育研究活動の推進にあたり核となることが期待される。

今後は、教育研究組織の適切性を検証する役割を担う、学長を委員長とする「教員組織検討委員会」において、教員の配置や組織の改編等その適切性を検証するとともに、役職教員等で組織する部長会と連携して、口腔の健康から全身の健康を守るという「口腔医学」のコンセプトに基づいた共通目標の達成のため、定期的な検証を行い、改善・改革を図る必要がある。

‘20 対応・改善状況

①長所・特色

学生の臨床実習の場である福岡歯科大学医科歯科総合病院は、2020年9月29日より新病院での診療を開始した。新病院は、「地域と社会をつなぐ」、「教育・研究・臨床をつなぐ」、「医科と歯科をつなぐ」、「未来へとつなぐ」をコンセプトとし、「つなぐ」という精神のもと、豊かな人間性を備えた有能な医療人を育成し、地域の皆様に信頼され続ける病院を目指すことを病院の理念としている。新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大のなか、病院に従事する多職種の教職員が感染対策を徹底することにより、学生教育および地域医療に貢献している。

新病院は免震構造で、延べ床面積が旧病院の約1.5倍となるとともに、日々進歩する医療を地域の皆様に提供するため、最新の検査・治療機器を設置した。また、電子カルテシステムを医科・歯科一体型に変更し診療並びに臨床教育のデジタル化が図られた。新病院の1階は医科と歯科そして検査部の外来エリアとなっている。内科、外科および整形外科とともに、本院の特色ある施設として健診センターが2020年9月に設置され、充実した検査設備と「医科・歯科連携」、「多職種連携」で、学生及び教職員ならびに地域住民の健康をサポートしている。また、放射線診断科には、256列マルチスライスCTや3.0テスラMRIが設置され、口腔健診ならびに全身の検査に活用されている。2階は医科歯科診療エリアとなっている。眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、形成外科、心療内科、矯正歯科、口腔外科、小児科、小児歯科が配置されている。ここでは関連が密接な口腔外科と耳鼻咽喉科、小児歯科と小児科が隣接し、医科歯科連携教育・チーム医療教育の場を提供している。また、本院の特色ある施設として2020年12月に予防接種センターが設置され、大学ならびに病院の新型コロナウイルス感染症に対する感染対策とワクチン接種の業務を担っている。3階は歯科診療科のエリアとなっている。旧病院と同じくインプラント科、補綴科、保存・歯周病科、予診、総合歯科、高齢者歯科が配置されている。4階はリハビリ、内視鏡

センター、手術室エリアとなっている。5階は病室エリアとなっており、医科歯科総合病院の特色を活かした多様な口腔および全身の医療サービスを学生は見学・体験できるようになっている。

口腔医学研究センターでは、これまでの先進的かつ独自性の高い研究活動を一層推進・拡充し、ブランディング強化を図るため、「常態系」、「病態系」、「再生系」、「臨床歯学系」、「医学系」の5つの口腔医学研究プラットフォームを構築している。それぞれのプラットフォームでは、口腔の健康から全身の健康を守るという「口腔医学」のコンセプトに基づいた共通目標のもと、独自の先駆的研究に取り組むとともに相互の連携研究にも取り組んでいる。2020年7月に全自動ウェスタンシステムが導入されたことにより、研究環境が更に整備された。2020年12月、第47回福岡歯科大学学術大会において、シンポジウム「口腔医学研究のプラットフォーム(PF)構築とブランディング強化」がオンライン開催された。

②問題点

特になし。

③全体のまとめ

福岡歯科大学医科歯科総合病院では、口腔の健康から全身の健康を守るという「口腔医学」の理念のもと、豊かな人間性を備えた有能な医療人を育成し、地域医療に貢献している。なかでも、健診センターは全身だけでなく口腔の健診も同時に行うという特色があり、患者だけでなく学生の健診も担い、口腔から全身の健診を行うことで、予防医学教育を実践している。また、新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大のなか、予防接種センターが多く学生・教職員の安心・安全なワクチン接種とワクチン接種による重症化の予防についてサポートしている。さらに、2021年4月より、従来の口腔画像診断に加えて、全身を対象とした医科の画像診断担当教授が配置されることにより、口腔医学教育として全身の画像診断教育が可能になると思われる。また、口腔医学研究センターは、研究機器の共同利用や大学院学生の研究指導を行っているほか、勉強会を開く場としても活用されており、教育研究活動の推進にあたり核となることが期待される。

これからも学長を委員長とする「教員組織検討委員会」において、教員の配置や組織の改編等その適切性を検証するとともに、役職教員等で組織する部長会と連携して、口腔の健康から全身の健康を守るという「口腔医学」のコンセプトに基づいた共通目標の達成のため、PDCAを回し定期的な検証を行い、教育研究組織の改善・改革を図る必要がある。

4. 教育課程・学習成果

【点検評価項目】

- ①授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。
- ②授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。
- ③教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
- ④学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。
- ⑤成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。
- ⑥学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。
- ⑦教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価】

(1)長所・特色

口腔歯学部においては、アウトカム基盤型教育を基盤とした学修指針として卒業までに身に付けるべき能力（コンピテンス・コンピテンシー）をもとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの設定を行い、その到達度を可視化しているところに長所・特色がある。また、ディプロマ・ポリシーの到達度をコンピテンス・コンピテンシーより数値化し、ディプロマ・ポリシーへの各科目の貢献度や必要性が客観的データとして表され、内部質保証の有用な指標となっている。この事は教学マネジメントにとって非常に有効な手段である。

また、学生部長を中心とする学務委員会、学長を中心とする部長会及び教授会において課程表及び各学年の時間割編成等で適宜検証し、次年度のシラバスやカリキュラムの策定に活用されている。また、本学の教育の最大の特徴は、社会医療環境の変化を踏まえた「口腔医学の確立」を目指していることであるが、これを前述のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーにも反映させて、体系的な教育課程を編成している。

学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置及び取り組みとして、臨床実習に入るうえで必須な学修到達レベルまで総合学習力を引き上げる目的で、各教科の単位認定とは切り離した進級試験としての「総合学力試験」を実施し、その試験結果を学生及び教員へフィードバックすることで、課題の把握や修学取り組みの向上に努めている。

歯学研究科においては、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーは完全に整合しており、修了時に学生が修得することが求められる知識・技能・態度、それに向けての教育カリキュラム（コースワーク・リサーチワーク）、入学者として求められる要件を明確に示している。

コースワークで履修が求められる科目は、①基盤的知識・技能（生命科学概論・演習）、②口腔医学に関する能力（総合医学概論・演習）、③生命科学実験技能（生命科学実験入門）、④特定領域研究・臨床能力（所属講座等の講義・演習）に分けて設定され、リサーチワークでの個別課題での研究成果の習得へと有機的につなげている。コースワークでの学修成果は適切に評価され、学生からの授業アンケートにより教員へフィードバックされている。

リサーチワークでは、指導教員との話し合いによる「大学院研究計画書」の提出と「大学院活動ポートフォリオ」による振り返り、複数教員による組織的な教育・研究指導に基づく「中間発表会」での発表・質疑応答が、4年の期間内に学位を取得するために有効な成果を挙げている。

(2) 問題点

口腔歯学部においては歯科医師国家試験の合格率が全国平均より低い事及び CBT において十数名が不合格となることが問題点である。本年度も問題解決への改善策を教育支援・教学 IR 室や学務委員会及び部長会等で検討し、全学年のカリキュラム改革、共用試験の合格基準点の変更、形成試験の導入等の対策を行っている。また、今後、大学院進学希望者の多様な環境に配慮し、専門医を目指す大学院学生や臨床研究による学位取得ができるコースを検討するなどにより、大学院希望者の増加を図る必要がある。

(3) 全体のまとめ

口腔歯学部においては本学の教育の根幹である「口腔医学の確立」推進のために、コンピテンス・コンピテンシーに基づくアウトカム基盤型教育を導入し、ディプロマ・ポリシーの到達度を数値化、可視化した本学の教育システムを更に進化させてゆく必要がある。このためには、教育支援・教学 IR 室や各種委員会にて間断なく実績の検証と改善を行うことが求められる。この取り組みは、中期的に歯科医師国家試験や共用試験の合格率の向上や、口腔歯学部教育の PDCA サイクルの向上につながると期待される。

歯学研究科においても、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの各項目間は適切に整合している。コースワークとリサーチワークも有機的につながり、組織的な教育・研究指導によるカリキュラムとなっている。全ての学年の大学院学生に対して、年度初めに「大学院研究計画書」、年度の終わりには「大学院活動ポートフォリオ」を指導教員と面談の上で1年間の研究活動実績・成果を提出させ、研究の進捗状況と指導の適切性を検証している。リサーチワークにおいては、大学院在籍期間中に計2回以上の「学会発表等」と「大学院中間発表」を義務付けており、大学院4年間で学位を取得するために有効な成果を挙げている。今後に向けては、大学院進学希望者の多様な環境に配慮できる多面的な視点でのカリキュラム改革を現在検討しているところである。

‘20 対応・改善状況

① 長所・特色

口腔歯学部では、建学の精神に則り、アウトカム基盤型教育に基づいて、学生が卒業までに身に付けるべき能力として「医療人としてのプロフェッショナルリズム」「医療人としてのコミュニケーション能力」「ライフステージを通じた包括医療・ケアに必要な口腔医学の知識の具有と応用」「ライフステージを通じた包括医療・ケアにおける口腔医学実践」「超高齢社会における地域包括ケアの理解と実践」「医療人としての国際力の涵養」の6コンピテンスと65コンピテンシーを定め、続いてアドミッション、カリキュラム、ディ

プロマ・ポリシーを整備した。学生が修得すべき能力（コンピテンシー）を具体的に可視化し、さらにその到達度を数値化することで、学習成果の点検・評価をより具体的・客観的に実施し、その検証・改善を教育支援・教学 IR 室や各種委員会を中心に行っていることが本学の特色である。

口腔歯学部教育課程に関する自己点検・評価は、学務委員会等の担当委員会から提起された教育課程に関する問題点について、「自己点検・評価委員会」と「部長会」が連携して審議し、点検結果に基づいた改善指示を「学務委員会」等各担当委員会に出し、対応策の検討を要請している。この体制のもと、課程表、各学年の時間割編成、シラバス等のカリキュラムの編成、教育課程の編成が適切に行われている。

5 年次の臨床実習に必須の総合学力を担保する目的で実施される「総合学力試験」は複数科目で構成される試験で、CBT、歯科医師国家試験との相関が教育支援・教学 IR 室で分析され、学生および各教科担当者にフィードバックされている。この結果から、学生は自身の総合学力で不足する部分を強化し、教員は自身の教育を自己点検・評価している。

歯学研究科においては、2017 年度にアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを改訂し、入学者として求められる要件、教育カリキュラム（コースワーク・リサーチワーク）、修了時に学生が修得することが求められる知識・技能・態度を明確に示している。コースワークでは、主科目として基盤的知識・技能と口腔医学に関する能力を、副科目として生命科学実験技能と特定領域研究・臨床能力を、それぞれ必修講義・演習と選択講義・演習として履修を求めている。令和 3 年度には臨床研究で必要となる「臨床統計学」を生命科学実験入門の 1 科目として新たに開講した点が特色として挙げられる。学修成果は 4 段階で適切に評価され、授業評価は毎年度の大学院学生へのアンケートにより行なっている。リサーチワークでは、毎年度初めに指導教員の指導のもとに「大学院研究計画書」の作成を求めており、前年度の振り返りと研究計画の見直しを定期的に行わせている。令和 3 年度の大学院の手引にはその指導方法についての詳細な説明を加えた。学位申請までに計 2 回以上の「学会発表等」と「大学院中間発表」を義務付けており、大学院学生の活性化を促進する上で有効な成果を挙げている。

②問題点

口腔歯学部では、CBT の不合格者数が多いこと、歯科医師国家試験の合格率が全国平均より低いことが問題である。CBT については、共用試験受験を踏まえた実践的な授業科目である 4 年次の「基礎臨床統合演習」において予習試験制度を導入し、学生の修学状況を評価することで早期の取り組みを促進した。学生の自己学習の進捗状況、知識の保有状況を把握するために 6 年次に「形成試験」を導入し、成績に応じた学習指導を実施した。また、多様な学生の入学に対応するために、新入生全員に対し助教をサポーターとして配置し、学習習慣の定着を指導促進するとともに、講師以上で構成される助言教員と協力して修学状況をチェックする体制を構築した。

歯学研究科においては、コースワークにおける授業科目の成績評価基準や学位論文審査基準と、学位授与方針に示した学習成果との関係性が不明瞭であることを改善するために、令和 3 年度の大学院の手引に学位授与に求められる学習成果を表にしてまとめ（6 ページ）、ディプロマ・ポリシーの 4 項目に必要とされるコースワークでの学習成果と、リ

サーチワークでの活動ならびに学位審査基準 8 項目との関係性を対応表として明示した。また、年度始めに研究計画書を作成する際の研究指導のながれと方法について令和 3 年度の大学院の手引に詳細に記載した (4, 11, 13 ページ)。それに加えて、学位授与までの学年次学習成果 (ロードマップ) を表にしてまとめ、1 年次から 4 年次までのコースワークにおける単位取得のスケジュールとリサーチワークにおける研究スケジュールのロールモデルを明示した。大学院進学希望者の多様な環境に配慮した新たな大学院コース (専門医を目指す大学院学生や臨床研究による学位取得コース等) については、今後も検討を続けていきたい。

③全体のまとめ

平成 30 年度に策定した学修成果の評価の方針 (アセスメント・ポリシー) に基づき教育支援・教学 IR 室が教育活動による学習成果を分析検証し、その結果をもとに「部長会」と「自己点検・評価委員会」が連携して点検・評価を確実に実施している。ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、かつ歯学教育モデルコアカリキュラムにおける地域医療への貢献の項目を補強する目的でカリキュラムの見直しを行い、「歯科法医学」を「地域医療・災害口腔 医学」へ改編し、医療チームの一員として地域医療・災害時医療・災害時の身元確認に貢献できる歯科医療の実践のために、必要な知識・技能・態度の修得を目指すこととした。平成 25 年度から実施している「患者型ロボットを用いた救急時対応医科歯科統合シミュレーション実習」の改善として、令和 2 年度に新たに小児患者型ロボット 1 体を導入し、小児患者の救急時対応を小児科医と協力して行うシミュレーション実習を後期から実施した。第 5 学年で実施している臨床参加型実習の外部質保証による学習成果の検証として、歯学系診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験 (令和 2 年度から本格実施) を受験し、73 名全員が合格した。

2018 (平成 30) 年度から運用を開始している新カリキュラムは 4 年目を迎え、カリキュラムの有効性や改善点を整理し、2024 (令和 6) 年度のカリキュラム再編を実施するかどうかの検討を開始することとした。

また、歯科医師国家試験と CBT の状況改善のために、低学年からの一貫した積み上げ、繰り返し方式の教育の工夫とその見直しを継続的に行っている。

歯学研究科においても、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを明確に定めており、学位授与に向けて習得すべき具体的な知識、技能、能力、態度を明示するとともに、その習得に向けた教育課程は研究基盤と専門研究に関する能力に対するコースワーク、ならびに特定の課題に対するリサーチワークに整備されている。研究の進捗状況と指導の適切性を検証するために、年度始めに全ての大学院学生に指導教員の指導のもとに「大学院研究計画書」、年度終わりには一年間の成果として「大学院活動ポートフォリオ」の提出を義務付けている。令和 3 年度の大学院の手引には、学位授与までの学年次学習成果 (ロードマップ) を表にしてまとめ、各学年での年間スケジュールを明示した。学位授与に向けての学位論文の審査基準は広く公開し、その基準となる 8 項目とディプロマ・ポリシーの 4 項目との関係性を令和 3 年度の大学院の手引に新しく明示した。複数教員による組織的な教育・研究指導に基づく「中間発表会」は、研究の活性化、ならびに大学院 4 年間内での学位取得にむけて有効な成果を挙げている。

5. 学生の受け入れ

【点検評価項目】

- ①学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。
- ②学生の受け入れ方針にそって、学生募集及び学生選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。
- ③適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
- ④学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価】

(1) 長所・特色

口腔歯学部の入学者選抜の特色として、大学入試センター試験利用入試を除く全ての入学試験区分において、小論文と面接試験を課している点である。小論文では、自己表現能力等の評価基準を設け、客観的に評価していること、面接試験では、歯科医師への意欲、学習全般、科学・生命科学への関心、生活態度、課外活動、趣味、奉仕の精神、コミュニケーション能力等について聴取のうえ評価していること、更に、2017年度入学試験以降では、総合評価を5段階評価とし、質問項目ごとに得点化して合計点で5段階評価を実施したことは長所である。

2017年度からは、整合性を持たせた3つのポリシーを新たに策定し、アドミッション・ポリシーを明示するだけでなく、アドミッション・ポリシーに基づく試験区分、選考方法及び入学者選抜の基本方針をアドミッション・ポリシーと合わせて入学試験要項やホームページに掲載することで、修得しておくべき学力など求める学生像をこれまで以上に明確にした点も特色である。

歯学研究科においては、学生募集や入学者選抜は適正に行なわれているが、入学定員の未充足が続いている。その対策として、歯学研究科への進学を奨励する制度（第二種特待生制度）、優秀な学生を表彰する制度（第一種特待生制度）、学部学生の頃から研究に触れさせて、歯学研究科進学につなげる取り組み（リサーチスチューデント制度）、臨床研修歯科医に対する歯学研究科進学への勧誘（研修歯科医臨床セミナー）を実施している。以上の改革は、歯学研究科入学者の増加に寄与できるものと期待できる。

(2) 問題点

口腔歯学部では、2010年度から入学定員120名のところ、募集人員96名で対応している。先に述べたとおり収容定員の未充足については、入学定員を変更したことで改善するものと思われるが、出願者の減少については、改善すべき課題と言える。将来的に歯科医療サービスが治療中心型から治療・管理連携型へ移行することで歯科医療ニーズが拡大していくことをデータ等の根拠を基に社会へアピールするとともに、建学の精神である「教養と良識を備えた有能な歯科医師を育成すること」を明確に打ち出していくことが必要と考える。

歯学研究科においては、学生募集や入学者選抜は適正に行なわれているが、入学定員の未充足が続いているため、研究科運営委員会において定員充足に向け検討を重ねている。

(3) 全体のまとめ

「学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」は、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」との関連性について整理し、一貫性のあるものとして設定されている。また、アドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜の制度、運営体制の点検・評価及び改善に向けた取り組みについては適切に対応できている。口腔歯学部では入学試験委員会が中心となり、入学試験の制度や体制の点検・改善を行っており、学生の受け入れに関する PDCA サイクルは機能していると言える。

歯学研究科においては、新たなアドミッション・ポリシーの策定によって、歯学研究科の求める学生像がこれまで以上に明確になり、学部学生、臨床研修歯科医、教員への様々な改革を通じて収容定員に対する在籍学生数比率に改善がみられつつある。今後は、研究科運営委員会が中心となり、問題点を分析して適切な対応を行い更に定員未充足の改善を図る。

‘20 対応・改善状況

①長所・特色

福岡歯科大学口腔歯学部では、2016 年度に学長を部会長とする 3 つのポリシー検討部会を立ち上げ、本学の建学の精神、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づく教育内容を踏まえた学生の受け入れ方針を設定した。

最も特徴的なのは、「口腔の健康を通して全身の健康を守る」歯科医師の養成を目指して、従来の歯学に一般医学・福祉の要素を取り入れた、より総合的な口腔医学教育を実践することである。また、より幅広い知識、より高度なスキル、そして豊かな教養と人間性を備えた口腔医学のスペシャリストを育成すべく、「教養教育」「基礎医学教育」「専門教育」を 3 つの柱とした独自のカリキュラムを構築し、実習重視の授業体制によって、本学ならではの 6 年間一貫教育を実施している。本学での教育を通じて修得した歯学および医学知識を駆使し、医科と連携して患者中心の医療を推進することで、人々の健康をトータルサポートできる歯科医師を養成している。このような歯科医師養成を実現するため、福岡歯科大学では以下のような資質・能力・意欲をもつ学生の受け入れを広く公表している。

1. 入学目的が明確で、生命に対する適切な倫理観を持ち、入学後も生涯にわたり自己学習を継続する意欲と情熱を有している。
2. 柔軟性と協調性を有し、周囲の人と良好な関係を保つことができる基本的なコミュニケーション力を有している。
3. 基礎学力が体系的に身につけており、大学入学後の学習に必要な学力を有している。
4. 旺盛な知的好奇心と探究心を持ち、自ら問題を発見し、解決に取り組むことができる資質を有している。
5. 地域・社会への貢献を志し、奉仕する使命感を有している。

6. 医療を通じて国際活動を行う意欲を有している。

2020年9月29日に、福岡歯科大学医科歯科総合病院の新病院を開院した。新病院は、地域と社会、臨床と研究、医科と歯科、過去と未来を「つなぐ病院」として、豊かな人間性を備えた有能な医療人を育成し、地域の皆様に信頼され続ける病院をめざしており、医科歯科連携の実践を学ぶ場として学生を受け入れており、医療人としての誇りを持ち、患者の皆様の身になって考えることのできる医療人の育成を基本方針の一つとしている。

歯学研究科では、「豊かな人間性と社会性を持ち、生命と医療に対する倫理観を有している」「生命科学に関する基本的な知識と語学力を持ち、自ら課題を解決する資質を有している」、「リサーチ・マインドを持ち、科学的根拠に基づく口腔医療やそれを支える生命科学研究の遂行に強い意欲を有している。」「口腔医学の実践を通じて、地域社会及び国際社会への貢献を目指している。」といった4項目の方針を定めている。また、研究科の入学前の学習歴、学力水準等に関する「求める学生像」は、学生の受け入れ方針のなかで「生命科学に関する基本的な知識と語学力を持ち、自ら課題を解決する資質を有している」と明記している。研究科の方針についても大学の教育の理念に基づいた大学院教育を実践していくのに必要だと考えられる内容を踏まえたものであり、整合性は保たれているといえる。これらの研究科の学生の受け入れ方針については、様々な媒体により広く公表している。

②問題点

口腔歯学部については、過去6年間の募集人員の合計に対する在籍学生数比率が高いため、改善が望まれる。この対応策として、2020（令和2）年度より入学定員の変更を行い、2025（令和7）年度にはその成果が収容定員に対する在籍学生数比率に現れてくることを見込んでいる。一方、近年、入学者数の減少が続いている。その対策として特待生制度、リサーチスチューデント制度あるいは研修歯科医臨床セミナー等の取組みを行っている。

入試広報について、SNS等を活用した広報活動の強化を行った。指定校については、昨年より17校増やし67校とし、特待生の人数を倍増した。受験生、在学生及び保護者に学園の取組みに興味を持って、理解を深めていただくために、歯科大学の学生と教職員との協働で企画・作成した記事を広報誌に掲載した。

大学院募集に関するウェブページへの掲載情報の充実を図り、入学試験開始前に「大学院のすすめ」という基礎分野別の説明会を実施するなどの取組みを行っている

新型コロナウイルス感染症の拡大により対面授業が困難であったため、オンラインで授業を学生に提供する目的で、教材作成マニュアルの整備を行ったうえで遠隔授業用Moodle（LMS）の構築を行った。また、対面授業開始後も、学生が復習に活用できるように引き続き教材の整備・提供を行うなど、e-learningシステムの活用を促進した。さらに、第1～3学年の学生を対象に、学習の取組状況をWebアプリに記録させる取組みを開始するなど、学習状況の可視化を試みた。新型コロナウイルス感染症の拡大のため、部活動は大幅に制限され、ほとんど活動できない状況が続いている。学生に対するアンケート調査により、学生生活における「楽しみ」が少ないと感じている学生が多いので、今後もコロナ感染症による様々な制限が継続するようであれば、学生が生活の充実感や達成感を感じることができる環境を作る必要があると思われる。

③全体のまとめ

学生の受け入れは、本学の特徴に裏付けられたアドミッション・ポリシーによって行われており、これは本学の建学の精神、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと整合性がとれている。アドミッション・ポリシーは様々な媒体で広く広報されており、その方針に沿った資質・能力・意欲をもつ学生の受け入れを目指している。

入学者数の減少が続いており、定数に満たない状況となっているため、指定校を増やし、特待生制度を改革して入学者数の増加に努めている。

新病院の開院により、より充実した医科歯科連携の教育の場を提供することができるようになっており、繰り返し広報することによって入学者数の増加への寄与が期待される。

6. 教員・教員組織

【点検評価項目】

- ①大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。
- ②教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。
- ③教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。
- ④ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。
- ⑤教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価】

(1) 長所・特色

本学の「建学の精神」の根幹である「口腔医学の確立」を推進する歯科医師を養成すべく、従来の歯学に医学と福祉の要素を取り入れた教育を実践するために、基礎医歯学、臨床医歯学、生命倫理の専任教員が適切に配置され、教養から専門までの習得に必要な科目を分担している。教育の成果は、教育支援・教学 IR 室による分析をもとに学務委員会等で評価し、学長のリーダーシップのもとに教員組織検討委員会、部長会、教授会、研究科委員会が円滑に連携して協議し、教員組織の見直しを行っている。2019 年度には、総合歯科学講座内に訪問歯科センターを分野として新設し、「口腔医学」を推進するための新たな教育体制の整備を行った。

また、教育内容の改善等を目的とした FD 委員会を設置し、計画的に教員の資質向上を図るための研修を実施している。その研修は「学生支援の充実に関する FD」、「教員の資質向上に関する FD」、「大学院及び研究の活性化に関する FD」と多岐にわたり、専任教員のほぼ全員が参加している。教員は FD を通じて大学全体が抱える課題ならびにそれぞれの立場での課題等を共有することができ、その課題克服に向けて積極的に取り組むことが可能となっている。

なお、教員の教育研究成果の点検・評価については、学生による授業アンケートのフィードバックと人事考課制度により実施し、年に一度実施する人事考課においては、達成度を実績、意欲・態度、能力別に 5 段階で評価し、昇給ならびに年度末手当等の処遇に反映させている。このことにより、教員の資質向上に大きな効果を上げている。

その他、海外の姉妹校（リバプール大学、ブリティッシュコロンビア大学、中国医科大学口腔医学院、上海交通大学口腔医学院、慶熙大學校歯科大学）に 10 名程度の教員を学生とともに派遣し、国際交流に努めている。

女性教員の就業環境の改善に向けた取り組みとしては、キャンパスに隣接して「ペンギん保育園」を開設した。

(2) 問題点

教員組織において、今後、准教授の充足及び教授・准教授における女性教員配置の促進を検討する必要がある。

(3) 全体のまとめ

2019年度に大学として求める教員像と教員組織の編制に関する方針を策定した。これによって、建学の精神の理念に基づいて、「口腔医学」を推進する歯科医師を養成するための教員組織のあり方が明確となった。それに先立って2016年度には、3つのポリシーの改定を行い、教育支援・教学IR室の主導のもとにアウトカム基盤型教育への転換を図った。3つのポリシーと各授業でのコンピテンス・コンピテンシーならびにシラバスとを有機的に関連させたシステムを構築することで、教員の担当講義での学習目標を明確にすることができ、教員組織の編制方針を策定する上での良い機会となった。教員組織全体としての教育成果は、教育支援・教学IR室により継続的に分析を行い、FD事業により教員へフィードバックし、教員の資質向上へとつなげている。教員個々の教育、研究、診療、管理運営、社会貢献における評価・点検は、年に一度の人事考課制度において厳正に行われている。

‘20 対応・改善状況

①長所・特色

本学の建学の精神の根幹である「口腔医学の確立」を推進するため、2019年度に大学として求める教員像を設定し、教員組織の編制方針を定めている。大学の教員組織は2021年9月時点で4部門13講座39分野、3つのセンター及び1室にて編制し、適切に配置され専任教員が教養から専門までの習得に必要な科目を分担している。2020年度に口腔医学研究センターと再生医学研究センターをひとつに統合し、2021年度に画像診断学分野を口腔画像診断学（歯学）と放射線診断学（医学）の2分野に分割することで、「口腔医学」を推進するための新たな教育体制へと整備を行った。歯学研究科においては、口腔歯学部教授と准教授が兼任し、教育研究にあたっている。また、教育支援・教学IR室が教養過程から専門教育までの支援を広く行う体制をとっている。

教員の資質向上に向けては、FD委員会が主催する組織的なFD活動や教員による授業の相互見学が有効かつ適切に実施されている。また、教員の研究活動等についての評価は年に一度の人事考課により行い、昇給ならびに年度末手当等の処遇に反映させている。

海外の姉妹校5校との国際交流は本学の特色の一つであるが、現在のコロナ禍の状況のため2020年度と2021年度は実施できていない。

大学に隣接して「ペンギン保育園」が設置されており、女性教員の就業環境の改善に役立っている。

②問題点

2019年5月時点では准教授17名、うち女性教員が2名（女性教員比率11.8%）であったが、2021年9月時点では准教授16名、うち女性教員が5名（女性教員比率31.3%）である。ここ2年ほどで女性教員配置は促進できたが、准教授の充足はいまだ不十分である。

また、2021 年度末には 8 名の教授が定年退職する。建学の精神の理念に基づいた教育研究を滞りなく実践するためには、大学として求める教員像に基づいた教員を速やか、かつ適切に配置する必要がある。

なお、海外の姉妹校との国際交流については、2020 年度より新型コロナウイルス感染症の影響により中断しているが、同感染症の状況を確認した上で、海外派遣事業等の再開、継続を進めていくことが重要である。

③全体のまとめ

2019 年度に策定した大学として求める教員像と教員組織の編制方針に基づき、口腔医学を推進するための必要な教員組織が編成されている。学部と研究科の専任教員数は、いずれも設置基準を満たしている。教員の募集、採用に関する基準は「福岡歯科大学教員選考規程」及び「福岡歯科大学教員選考に関する資格細則」等に定められており、それに基づいて手続きを行っている。教員の資質向上のための FD 活動は、FD 委員会の下で組織的に実施されている。研究活動の活性化に関しては、外部資金の獲得に向けての講習会を毎年実施している。教員の教育、研究、社会活動等の評価に関しては、年に一度の人事考課により 5 段階評価を行なっている。教員組織の適切性については、教員組織検討委員会及び部長会にて定期的に点検・評価している。

7. 学生支援

【点検評価項目】

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。
- ② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。
- ③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価】

(1) 長所・特色

本学の「建学の精神」を実現するために策定した「学生支援の方針」に基づき、カテゴリ一別に具体的な支援策を整備している。

修学支援に関しては、少人数(約8名程度)の班を設定し、各班に教員を配置し、班全体の学生生活と学習状況の把握に努め、きめ細かい助言指導を行う本学独自の制度として「助言教員制度」を実施している。また、学習支援に関しては、上級生が下級生に対して学習支援を実施する制度として、「スチューデント・アシスタント制度」を整備している。

また、入学前の学習支援としては、A0 入試及び推薦・指定校推薦入試の合格者を対象に、本学独自の制度として、自学自習の課題提出と合宿形式での入学前教育を実施している。

なお、正課外活動(部活動等)支援に関しては、学生を正会員として組織した「学友会」において、体育部会及び学術文化振興に関する活動、地域交流、ボランティア活動への支援を実施していることも本学の特色である。

その他、キャンパスの敷地内に「ぺんぎん保育園」を開設し、現在2名の大学院学生が利用しており、多様な就学環境に対応できるよう体制を整えている。

(2) 問題点

国際交流推進の観点から、留学生の受け入れが必要である。留学生の受け入れは、2018年度に歯学研究科に1名の学生が入学し、支援については個別に対応している。このような支援に関する経験の蓄積が留学生支援体制の構築、充実につながると考えられる。また、3ポリシーの観点に立ち、学生の国際性の涵養を向上させるための方策として海外派遣事業等を継続して進めていくことが重要である。

(3) 全体のまとめ

学生支援については、取り組みの進展に十分寄与するように、その内容、保護者等との連携、体制について具体的かつ簡潔に方針として明示し共有されており、制度、ガイドライン、相談室、行事などを活用し、整備された体制の下で総体的に実施されている。

修学支援では、ポータルサイトの利用による助言教員およびスチューデント・アシスタント制度の活用が推進され、日常生活支援として、交通安全教室及び薬害防止等講習会の

実施のほか、ハラスメント防止、心身の健康、入学前後の学生能力に応じた補習教育・補充教育、自主的な学習促進のため e-ラーニング内容の充実・活用が行われている。成績不振学生には、スチューデント・アシスタントによる個別指導、授業録画再生システムの活用、学習スペース拡充等により自主的な学習の促進が図られ、文部科学省「大学教育再生加速プログラム」の「学修成果の可視化」事業で自主的な学習を促す仕組みも改善されている。バリアフリーの整備など障がいのある学生や留学生の受け入れ体制を整備している。経済支援は、特待生制度活用、学生共済会の経済支援、奨学金の給付の実績がある。キャリア支援は、文部科学省の補助事業の学生支援推進プログラムによる就業情報通信システムの稼働や臨床研修施設の情報提供、キャリアプランニング実習や高齢者施設、居宅訪問歯科診療、他大学での有病者歯科治療、海外の臨床施設の訪問等多様なキャリア教育を展開している。

また、学友会を中心に体育及び学術文化の振興に関する活動、福利・厚生に関する活動、施設慰問・地域交流・ボランティア活動等の正課外活動（部活動等）の支援を行っている。「学生意見箱」による意見聴取、「学生懇話会」の開催、「学生実態・満足度調査」による学生の意識の把握に基づく学生支援の改善は、学生の要望に対応した支援である。なお、大学院学生には特待生制度、奨学制度の運用による経済援助が実施され、各種アシスタント制度が経済支援にもなっている。大学院留学生には、学費減免措置等が行われている。

個別指導に適する助言教員制度とスチューデント・アシスタント制度といった学生支援制度、ならびに、入学前からの継続した能力に応じた補習教育・補充教育および成績不振学生へのきめ細かな履修指導、そして、学友会を通じての学生の正課外活動（部活動等）支援による体育及び学術文化の振興に関する活動、福利・厚生に関する活動、施設慰問・地域交流・ボランティア活動等の推進は、本学の学生支援の特色である。学生支援に関する大学としての方針に基づき、このように、学生支援の体制が整備され学生支援は適切に行われており、また、定期的な点検・評価による改善・向上への取り組みも実施されている。国際交流推進の観点から、今後、海外派遣事業等を継続して進めて、本学学生の国際性の涵養を向上させる必要がある。

‘20 対応・改善状況

①長所・特色

2020 年は新型コロナウイルス感染症の拡大により、前年度までの「学生支援」の多くの内容について縮小もしくは中断されることとなった。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い対面授業が制限された状況下での学生支援の新たな対応が始まった。自宅での学習生活の長期化の兆しがでてきたことから、この変化への対応として、遠隔授業への学生の学習環境への対応状況の調査を行うとともに、助言教員による生活ならびに学習準備状況の聞き取りおよび相談の実施を行い、異常を早期に発見し対応する体制を整備した。初期の対応として、オンライン授業環境の確立の支援を準備した。さらに、オンライン授業開始に伴う学習スタイルの変化への対応支援として、第 1～3 学年の学生を対象に学習の取組状況を Web アプリにオンラインで記録するなどして学習状況を可視化し、可視化された個別の状況に応じた修学支援の方法について、

主体的学習の支援体制の整備・充実を検討した。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う変化の中で、従来からの学習支援制度を充実するための一環として、新入生に対しては助教によるサポーター制度を導入した。第6学年には、学生の能動的な時間外学習を支援するため、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点も配慮して、平日の終業後から22時まで自主学習の場として学生食堂を開放する学習環境の整備を行った。また、事前に利用登録している第6学年に対しては、学生研修センターの講義室・談話室を土・日・祝日の9時～17時まで、第6学年助言教員の監督のもとで学習利用のために開放した。さらに、特に指導が必要な学生を対象として、助言教員による個別面談を適宜実施する等、学生に対する適切な指導を行った。

経済的な支援については、学生共済会、学生後援会との連携のもと、学生の奨学金貸与を16名に、また、医療費補助などの学生支援を行った。

年度初めに実施している学年説明会についても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からWEB上に音声付資料を掲載して授業開始に備えた。また、保護者を対象とした個別面談会については、事前予約制とし、パーテーション設置、アルコール消毒等の感染予防への対策を講じたうえで、例年どおり8月に開催し326名が参加した。実施後の保護者アンケートでは9割以上の保護者が本取り組みに関して満足であると回答し、相互理解が得られた。

②問題点

2020年度より新型コロナウイルス感染症の拡大により国際交流活動が中断している。同感染症の状況を確認した上で、学生の国際性の涵養を向上させるための方策として海外派遣事業等の再開、継続を進めていくことが重要である。

③全体のまとめ

新型コロナウイルス感染症の拡大により、「学生支援」の多くの内容について縮小もしくは中断される一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新たな学習・生活状況下での支援が始まった。自宅での学習生活の長期化、遠隔授業への対応を行った。第1～3学年の学生には、学習状況を可視化し修学支援の方法について検討した。新たに、新入生に対する支援制度を導入した。第6学年には、学生食堂の夜間の開放、学生研修センターの土・日・祝日の開放を行った。特に指導が必要な学生には助言教員による適切な指導を開始した。経済的には、学生の奨学金貸与、医療費補助などの学生支援を継続した。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、学年説明会についてはWEB上に音声付資料を掲載し、保護者を対象とした個別面談会には、感染対策を講じたうえで、事前予約制の面談会に半数を超える保護者が参加し、事後アンケートでは大多数の保護者が本取り組みに満足を示した。

8. 教育研究等環境

【点検評価項目】

- ①学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。
- ②教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。
- ③図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。
- ④教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。
- ⑤研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか
- ⑥教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価】

(1) 長所・特色

図書館の学術情報サービスにおいては、2015年に導入した図書システムを有効に活用し、利用者サービスの向上を実現するためには、図書データの電子化による蔵書情報の整備が必要であり、これまで実施されていない学園の全蔵書について図書目録データの整備、蔵書点検、及び図書のバーコード等の整備を実施した。このため、2015年度は未整備図書台帳（1971年度～1985年度）の目録データ（手書）約94,000タイトルの電子化を実施するとともに、これまで実施されていなかった開学当初から現在までの学園の全所蔵図書約155,000冊の点検整備を2015年度から2017年度にかけて各年度約5万冊を実施完了した。以上の蔵書情報の整備の結果、図書システムにより、学園全蔵書の検索等を可能とするとともに新着資料、資料検索(OPAC)、雑誌タイトル索引、Online journal、利用状況紹介、文献依頼、お知らせ、外部データベースリンク等の機能により利用者に対して迅速かつ的確な資料収集機能を提供し、教育研究活動に大きく貢献している。

本図書システムは学内LANを経由して、情報図書館内だけでなく、学内の各講義室や各研究室で場所と時間を選ばずに、蔵書検索・オンラインジャーナルの閲覧・利用状況照会・予約等を可能とし、利用者の利便性向上に大きく貢献しており、また、リモートアクセスにより自宅からも利用を可能としている。

研究面においては、本学のブランドである「口腔医学」の理念を達成することを目的として、文部科学省が公募した2018年度私立大学研究ブランディング事業へ「高齢者ヘルスプロモーションと地域包括ケアへの口腔医学の展開～要介護化防止と誤嚥性肺炎ゼロを目指して～」の事業名で採択され、同事業の柱である3つの研究チームによって、事業計画に沿って研究を進展させた。また、2018年度には、分担研究を学内公募し申請があった22課題のうち10課題を採択し、事業目的の達成に向け、全学を挙げて事業の推進を図った。なお、私立大学研究ブランディング事業等の先進的かつ独自性の高い研究活動を一

層推進・拡充し、ブランディング強化を図るため、2019年10月に口腔医学研究センターを設置した。同センターでは、5つの口腔医学プラットフォームとして、「常態系」、「病態系」、「再生系」、「臨床歯学系」、「医学系」を構築し、それぞれのプラットフォームにおいて、口腔の健康は全身の健康を守るという「口腔医学」のコンセプトに基づいた共通目標のもと、独自の先駆的研究に取り組むとともに相互の連携研究にも取り組むこととしている。

研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みについては、「福岡歯科大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」を定め、関連規則として「競争的資金の取扱いに関する規則」「研究活動における不正行為への対応等に関する規則」を制定し、「専任教員」及び「公的研究費に関与する事務職員(非常勤職員を含む。)」を対象者として実施するコンプライアンス教育講習会及び研究倫理教育講習会において、不正を防止するための体制及び不正の事例等を説明するとともに関係規則等をホームページで公開している。

また、2019年7月に文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に則って整備している本学の管理・監査体制について現地調査を受けた結果、所要の対策が着実に履行されているとの評価を得た。

動物実験については、日本動物実験学会において実施する「動物実験に関する外部検証」を受審し、その受審結果に基づき、必要な改善を行っている。

(2) 問題点

なし

(3) 全体のまとめ

本学の教育研究等環境については、中期構想を基に、理念・目的及び社会的使命の下、教育研究成果の更なる向上を実現するため、「福岡歯科大学 教育研究環境整備の方針」に則り、各整備計画を立案実行し、各点検・評価項目のとおり概ね適切に運営している。

大学設置基準を上回る校地、校舎を配備し、教育研究活動に必要な施設、設備を整備するとともに、学生の自主学習に資するネットワーク環境及び情報通信技術等機器を整備している。学内LANの維持管理においては、パソコン等情報機器の機能やシステムが短期間に大きく変化し、機器の更新・見直しは不可欠となっており、昨今の大学を狙った標的型攻撃やサイバー攻撃が高度化・深刻化しているため、2019年度に技術的なセキュリティ対策について見直しを行い、2020年に新たな内部ネットワーク不審通信検知機器を整備する予定である。

図書館、学術情報サービスの整備については、歯学分野では、西日本において有数の蔵書を整備し、理念・目的に沿った「口腔医学」の取り組みにかかる図書資料の充実を図っており、図書システムやICカードによる入退館システムを導入し、図書管理の電子化、利用者サービスの向上に努めている。なお、開学当初から現在までの学園所蔵図書目録データの電子化と学園の全所蔵図書の点検整備を2015年度から2017年度にかけて実施したことにより2015年に導入した図書システムによるデータ活用のための蔵書情報等の基盤整備を完了し、利用者に対して学園全所蔵データの検索を可能とするとともに、システム

の各種機能により迅速かつ的確な資料収集機能を提供しており、教育研究活動に大きく貢献している。また、国立情報学研究所が運営する相互貸借システムの利用及び九州地区の医学系図書館との協定による相互利用を行うことで、学生の学習、教員の教育研究活動等に資する施設として機能させている。

教育研究活動の支援に関しては、教員に対しては適切な研究費を配分するとともに、研究室を確保している。学生に対しては、大学院学生を対象とする研究プロジェクト等の補助的業務に従事する「リサーチ・アシスタント」、講義、実習等の補助的業務に従事する「ティーチング・アシスタント」、大学院学生及び学部学生を対象とする学生に対する学習支援や学生生活支援業に従事する「スチューデント・アシスタント」により支援を実施している。なお、口腔医学を基盤とする基礎的・応用的研究を推進するため私立大学研究ブランディング事業等の先進的かつ独自性の高い研究活動を一層推進・拡充し、ブランディング強化を図るため、2019年10月に口腔医学研究センターを設置し、口腔の健康は全身の健康を守るという「口腔医学」のコンセプトに基づいた共通目標のもと、独自の先駆的研究や相互の連携研究に取り組んでいる。

研究倫理及び研究活動における不正使用及び不正行為の防止に関しては、文部科学省等のガイドライン等に基づき、本学の規則等を定め、ホームページで公表するとともに、毎年度実施する講習会の受講を義務付け、対象者となる研究者等の100%が受講し、うち97%が「よく理解できた。」又は「理解できた。」と回答している。

今後も引続き「福岡歯科大学 教育研究環境の整備の方針」に基づき、本学の教育研究成果の更なる向上を実現するため、教育研究環境の整備と検証を実施し、改善を図りたい。

‘20 対応・改善状況

①長所・特色

- ・2020年9月に免震構造5階建ての新病院を開設した。歯科診療チェアユニットを115台から131台に増設したほか、バックヤードに「コネクティングストリート」を設置し、臨床実習直後に、見学あるいは診療した内容の解説や技術指導、質疑応答、学生間での意見交換等を即時実施することができるスペースを確保するとともに、当該ストリートに隣接して学生実習室、CAD/CAM実習室、技工室及びミーティングドック等を配置し、教育環境の充実を図った。また、新病院は国土交通省のサステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）として利用状況に応じて照明・空調・換気設備を制御できるシステムを導入し、最適な照度や空調風量を供給できるようになっており、地球温暖化対策にも配慮した機能を有している。なお、新病院の免震化により耐震化が必要な校舎等の施設はすべて対応した。
- ・このほか、学園及び福岡歯科大学の創立50周年を記念して2022年6月完成を目指し「50周年記念講堂」を建設中であり、併せて、老朽化した施設・設備を一新するため、新キャンパス整備計画の策定に取り組んでいる。
- ・教育面においては、2020年度の新規開講科目である「地域医療・災害口腔医学」で使用する実習用のアナログ式汎用歯科X線診断装置やデジタル口腔撮影装置等を新たに導入し、学生の教育環境及び教育効果の充実を図った。

- ・また、緊急事態宣言下で実施した遠隔授業については、学生全員への受講環境を聞き取り調査した上で最も教育効果が高いと思われるオンデマンド方式での授業形態を選定し、遠隔授業用に新たにサーバを導入する等、対面授業と同様の学習環境の整備に努めた。
- ・情報図書館ではコロナ禍における館外利用促進のため、無料トライアルを始めとした各種データベースの提供、周知を図った。
- ・学内 LAN では 2020 年に開院した新病院において、本館の基幹スイッチと 10Gbps で接続し、有線 LAN のほか無線 LAN を整備し、十分な速度を備えた学内 LAN を構築した。2020 年 11 月には、研究棟のネットワークケーブル老朽化のため、1Gbps ネットワークの規格に適合したカテゴリ 6 のネットワークケーブルで引き直しを行った。安全・安心な学内 LAN を維持するため、情報セキュリティについて技術的な見直しを行い、不足している内部対策について 2020 年 7 月にネットワーク不審通信検知機を導入した。また、2021 年 1 月に内部監査室より「学内 LAN システムにかかる情報セキュリティ対応業務（不正侵入対策、教職員へのセキュリティ教育等）が適切に行われているか」について内部監査が実施され、助言事項（①サーバ室の防犯カメラ設置及び入退室管理の導入、②「重要情報が入った情報端末・可搬記憶装置等の持ち出し登録申請書兼誓約書」にア、重要情報の申請目的、イ、持ち出し期間を記載する様式の見直し）はあったが指摘事項はなかった。助言事項の①に関しては 2021 年度に実施予定とし、②に関しては 2020 年度に対応を行った。不測の事態に備え学内 LAN システム重要データのバックアップを群馬県館林市のデータセンターに保管するバックアップシステムについて見直しを行い、容量・周期について今後も引き続き利用可能であるとの結論を得た。
- ・研究面においては、本学のブランドである「口腔医学」の理念を達成することを目的として、文部科学省が公募した 2017 年度に「高齢者ヘルスプロモーションと地域包括ケアへの口腔医学の展開～要介護化防止と誤嚥性肺炎ゼロを目指して～」の事業名で採択された私立大学研究ブランディング事業については、2019 年度に事業終了となり、2020 年度に公開講座等により研究成果の発表を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を断念し、研究成果報告書を作成し、関係先へ送付した。
- ・また、同事業等の先進的かつ独自性の高い研究活動を一層推進・拡充し、ブランディング強化を図るため、2019 年 10 月に設置した口腔医学研究センターにおいては、5 つの口腔医学プラットフォームとして、「常態系」、「病態系」、「再生系」、「臨床歯学系」、「医学系」を構築し、それぞれのプラットフォームにおいて、口腔の健康は全身の健康を守るという「口腔医学」のコンセプトに基づいた共通目標のもと、独自の先駆的研究に取り組むとともに相互の連携研究にも取り組むこととし、第 47 回福岡歯科大学学会総会・学術大会の web 開催におけるシンポジウムの一つとして研究成果を発表したほか、開設から 2020 年 12 月末までの研究業績を 2021 年 2 月に 5 つのプラットフォームごとに取りまとめるなど、活発な研究活動を継続した。
- ・研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みについては、内部監査室と連携し、任意で抽出した研究室を対象として研究データの保存・管理状況の適切性に関する監査を実施するとともに、関連細則の改正にかかる検討及び助言等を行った。
- ・動物実験については、2019 年度に受審した日本動物実験学会における「動物実験に関する外部検証」の受審結果に基づき、必要な改善を行っている。

②問題点

特になし。

③全体のまとめ

本学の教育研究等環境については、中期構想を基に、理念・目的及び社会的使命の下、教育研究成果の更なる向上を実現するため、「福岡歯科大学 教育研究環境整備の方針」に則り、各整備計画を立案実行し、各点検・評価項目のとおり概ね適切に運営している。

- ・施設面においては、今後、校舎・体育館・アニマルセンター・解剖実習室等の老朽化した施設・設備の更新を図るべく、財政状況を踏まえた計画的な施設・設備マネジメント（施設・設備の整備や維持管理、省エネルギー対策等）を推進し、学生及び教職員に安全・安心な環境を提供するとともに、時代のニーズに応じた学修及び教育研究を支援できるキャンパス整備に取り組んでいる。
- ・新型コロナウイルスの環境下においても学生や教職員の安全に対応した学習環境を提供するため、毎朝の教室入室時における教職員による学生への検温やすべての教室・実習室・トイレ等への手指消毒液の設置、授業中における教室・実習室の換気等の各種感染対策を徹底して実施している。
- ・情報図書館の学術情報サービスにおいては、新型コロナウイルス対応期間中にもポストコロナ時代にも対応できる来館を伴わないサービスの充実として、電子書籍の積極的な収集を図る予定である。
- ・学内 LAN については、本館・研究棟の無線 LAN、本館の基幹スイッチ等が老朽化しているため、計画的に更新していく。また、情報セキュリティにおいては、組織的対策、物理的対策、人的対策、技術的対策について時代に即した内容になるよう定期的に見直しを行い、安全・安心な学内 LAN 提供を図る。
- ・研究面においては、口腔医学を基盤とする基礎的・応用的研究を推進するため私立大学研究ブランディング事業等の先進的かつ独自性の高い研究活動を一層推進・拡充し、ブランディング強化を図るため、2019 年 10 月に口腔医学研究センターを設置し、「口腔の健康から全身の健康を守る」という「口腔医学」のコンセプトに基づいた共通目標のもと、独自の先駆的研究や相互の連携研究に継続して取り組んでいる。
- ・研究倫理及び研究活動における不正使用及び不正行為の防止に関しては、文部科学省等のガイドライン等に基づき、本学の規則等を定め、ホームページで公表するとともに、毎年度実施する講習会の受講を義務付け、対象者となる研究者等の 98%が受講し、うち 98%が「よく理解できた。」又は「理解できた。」と回答している。

今後も引き続き「福岡歯科大学 教育研究環境の整備の方針」に基づき、本学の教育研究成果の更なる向上を実現するため、教育研究環境の整備と検証を実施し、改善を図りたい。

9. 社会連携・社会貢献

【点検評価項目】

- ①大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。
- ②社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。
- ③社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価】

(1) 長所・特色

福岡歯科大学の社会貢献活動の長所・特色は、本学が提唱してきた「口腔の健康を通して全身の健康を守る」口腔医学のブランドイメージを定着させたことにある。

2008年に文部科学省戦略的大学連携支援事業「口腔医学の学問体系の確立と医学・歯学教育体制の再考」の助成を得て、国内の7歯科大学・大学歯学部等と連携して口腔医学の確立を手がけ始めて11年を経過したが、2019年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針）」には、『口腔の健康は全身の健康にもつながる（58ページ）』ことが明記され、口腔医学の哲学の周知と理解が進んだことがうかがわれる。2017年度から私立大学研究ブランディング事業「高齢者ヘルスプロモーションと地域包括ケアへの口腔医学の展開～要介護阻止と誤嚥性肺炎ゼロを目指して～」の助成を得て、口腔医学の実践と教育を充実させている。更に、口腔医学研究の取り組みを加速するために、学内の研究センターを戦略的に再編制し、口腔医学研究センターとして、研究資源を集中させている。

これらの口腔医学の教育研究の成果は、地域包括ケアシステムを構成する「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」、「介護予防・生活支援」の各要素をカバーし、その構築に大きな貢献をするものであるが、これらは同一キャンパス内の医科歯科病院、介護保険施設及び福岡看護大学・福岡医療短期大学の医療・福祉に関わる教育、研究の場で、多職種連携のもとに培われているものであることから、これからの超高齢社会における地域貢献や地域包括ケアシステム地域づくりについて、未来を先取りした学びの環境を備えている長所がある。

(2) 問題点

連携先の近隣地域自治協議会等での社会貢献活動について、ボランティア参加を希望する学生・教職員の数が少ないことが問題点として挙げられる。この点については、来年度の第1学年前期の「キャリアプランニング／地域医療」科目の中に啓蒙的なアクティブラーニングの課程を新設し、学生・教職員の理解を深めることを試みたい。

(3) 全体のまとめ

本学の社会連携・社会貢献の方針は、「福岡歯科大学 社会連携・社会貢献の方針」と

して、建学の精神に則り第三次中期構想に基づいて適切に策定、明示されている。

この方針に基づいた、社会連携・社会貢献に関する取り組みは、国内外の大学・行政機関・地域企業や地域住民との連携を図りながら教育研究成果を口腔医学の地域への展開と地域包括ケアシステムの構築支援として社会に還元するもので、本学の口腔医学ブランドを最大限活かした活動となっている点に特色がある。

また、社会連携・社会貢献活動の適切性の検証については、定期的に医療行政担当者、医療関係諸団体代表者、地域自治組織代表者による点検評価を実施して、適切に取り組みの改善・向上を行っている。

‘20 対応・改善状況

①長所・特色

ウィズコロナ時代ならではの社会貢献として、高齢者に対する介護予防・保健健康の情報提供（星の原団地住民対象健康情報のチラシの全戸配布、UR九州支社との産学連携；福岡市高齢者対象のオーラルフレイル・介護予防パンフレットのコンテンツ作成、福岡市との学官連携、早良区保健福祉センター等との学官民連携、早良区田村校区自治協議会との連携）を紙媒体を用いて行った。このうち、早良区保健福祉センター・福岡市歯科医師会早良支部・福岡県歯科衛生士会との学官民連携は、福岡市の「福岡100」（人生100年時代に向けての公募プロジェクト）の81番目のプロジェクトに認定された。

また、歯科及び医科の教員が福岡市医師会からの要請に基づき、新型コロナウイルスのPCR検査に協力した。

②問題点

昨年度問題点として指摘したボランティア活動の啓発に関して、1年次前期科目「医・口腔医学概論（分担講義）」において、本学の地域連携・社会貢献活動の中で活動する学生ボランティアの意義や魅力を説明し、活動再開時の参加を呼びかけた。

コロナ禍のために、従来行ってきた対面型の社会貢献事業の多くは活動休止を余儀なくされている。とりわけ、医科歯科総合病院等の医療従事者が地域住民に対面実施する健康講座（出前講座）、コミュニティカフェ、健康教室や講演会を併催する学園祭「まるごと健康福岡学園」などが長期間休止している。外出の機会が減少し、交流の機会を喪失した高齢者においてはフレイルおよびオーラルフレイルの進展が危惧される状況となっており、オンライン化による出前講座やコミュニティカフェの非接触型転換と再開が必要ではあるが、高齢者世帯におけるオンライン環境の整備が進まないことが問題点となっている。

また、医療行政担当者、医療関係諸団体代表者、地域自治組織代表者による定期的な点検評価については、これらの外部委員の方々が地域における感染拡大防止のキーパーソンであることから、一同に介した会議の開催を見合わせている。

③全体のまとめ

本学の口腔医学ブランドを最大限活かした社会連携・社会貢献は、国内外の大学・行政機関・地域企業や地域住民との連携を図り、口腔医学の地域への展開と地域包括ケアシ

テムの構築支援として教育研究成果が社会に還元される活動として、コロナ禍においてもウィズコロナ時代の社会貢献として継続実施してきたが、今後はコロナ禍終息に向けた貢献に注力するとともに、終息後のポストコロナの時代の社会貢献を模索し、医療行政担当者、医療関係諸団体代表者、地域自治組織代表者による定期的な点検評価や意見交換を実施して、適切に取り組みの改善・向上を行っていく予定である。

10-(1). 大学運営

【点検評価項目】

- ①大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。
- ②方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。
- ③予算編成及び予算執行を適切に行っているか。
- ④法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。
- ⑤大学運営を適正かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。
- ⑥大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価】

(1) 長所・特色

本学では、学長が大学執行部の一員となる役職教員を選考するとともに、学長を室長として教育に関する情報収集、分析・企画立案等を行う教育支援・教学 IR 室を設置するほか、資金面でも学長裁量枠として学長重点配分経費を設け、教育研究の活性化に向けた各種取り組みに要する経費を重点的・戦略的に支出可能とするなど、学長が教育の改善・改革や教員組織改革等の教学マネジメントを行うにあたりリーダーシップを発揮しやすい体制を整備している。

また、理事会、評議員会に提案・報告する全ての事項について、法人役員、学長をはじめとする役職教職員等により構成される学園連絡協議会において協議し、教学組織と法人組織の意思疎通、意思統一の強化を図り適切な大学運営に努めているほか、法人役員、学長、事務局長及び課長等が構成員である事務連絡会において、法人及び教学並びに事務局各課における業務の緊密な連絡調整を行い適正な事務処理に取り組んでいる。

組織の活性化については、人事考課制度を 2004 年 7 月から導入するとともに、管理職である事務課長及び課長補佐を対象に 2013 年度から管理職任期制を導入した。また、業務上有用な資格等を取得した職員に対して支援を行う「資格取得支援規則」を 2017 年に制定して、職員の資質向上と能力開発に努めている。

このほか、大学運営体制の強化に向けて、2015 年度に内部監査室を設置し、公正かつ客観的に調査を実施するとともに、その結果に基づき助言・提言を行って、大学運営の質の向上につなげており、今後は更なる業務の適正化・効率化に向け、公的研究費等のリスクアプローチ監査を含めた内部監査の充実・強化を進めていく予定である。

(2) 問題点

本学の災害に関する危機管理については、「消防計画」及び「防火・防災管理規程」に則り、日頃より教職員・学生等に防火・防災に関する教育・訓練を実施しており、また、

医療系大学として大学設置基準で必置とされる附属病院においても、患者を想定した訓練を適時実施しており、個々に発生する建物火災であれば十分に対応できると思われる。しかしながら、想定外の自然災害が多発している現状を踏まえ、同時に被災することが考えられる地震等の大規模災害に対する体制の整備として、学園全体を対象とした危機管理規則等の策定が喫緊の課題となっている。

(3) 全体のまとめ

大学運営については、2019年10月に「福岡歯科大学 管理運営方針」を定めて明示し、全教職員の共通理解のもと、改善・充実に向けて取り組んでいる。

管理運営体制については、法人組織、学長及び教授会等の権限と役割を明確にするとともに、学長が選考を行う役職教員の配置、エビデンスに基づく教育改革を実践するための教育支援・教学 IR 室の設置並びに学長裁量枠として学長重点配分経費の配分など、学長がリーダーシップを発揮しやすい環境を整備しているほか、事務局を含めた教学組織と法人組織間の情報共有、教職協働を踏まえた適切かつ機能的な事務組織の構築、計画的な教職員の資質向上研修の実施及び諸規定の整備等についても積極的に取り組んでいる。

予算配分・執行については方針・関連規定に基づき良好に管理されており、監査体制についても三様監査により強化を図っている。

また、中長期計画である第三次中期構想の実現に向けて策定した年度ごとの事業計画とその進捗状況及び実施結果である事業報告書を根拠として点検・評価し、その結果を踏まえて改善を図っているほか、隔年ごとに大学基準協会の評価項目に準拠して、点検・評価を実施し、その結果や課題等を取り纏め、翌年度にはどのように改善されたかを改めて点検・評価しており、不断に大学運営の適正化に努めている。

このように、本学の大学運営は、大学基準に照らして概ね良好な状態にあり、適切であると考えるが、今後は、自己点検・評価委員会による PDCA サイクルを一層効果的・効率的に回して改善策を講じながら、更なる整備・充実を図りたい。

‘20 対応・改善状況

①長所・特色

2020年4月の私立学校法の改正に伴い、下記のとおり寄附行為を変更し、ガバナンス強化への対応をすることとした。

- ・監事のけん制機能を強化し、理事の執行状況の監査、理事会及び評議員会の召集権、理事の違法行為差止め請求権などを明文化した。
- ・理事・理事会機能については、特別利害関係者の除斥、利益相反取引の制限拡大などの実質化を図った。
- ・評議員会については、中期的な計画、役員報酬等の支給基準を諮問事項として新たに明文化した。
- ・役員の任務懈怠により生じた損害について、法人に対し賠償する責任を明文化したほか、法人が役員賠償責任保険に加入し、役員の損害賠償リスクの補填を行うこととした。
- ・役員等名簿、役員に対する報酬等の支給の基準、寄附行為等を新たに事務所に備え付け、

閲覧請求があった場合は原則閲覧できるように整備した。

- ・2020年8月から施設課業務の一部を外部業者に委託し、将来的な施設・設備の管理体制を強化した。また、2021年4月には総務課、施設課、アニマルセンター事務係を統廃合して、総務課のほか、新たに教育研究支援課を設置し、教育及び研究に関する事務体制を強化するとともに、事務組織の効率化を図った。
- ・大学を取り巻く環境の変化や多様な学生に適切に対応するため、計画的かつ組織的に階層別研修及び専門研修を実施するほか、連携大学や外部団体が開催する外部研修への参加についても促進し、知識の習得及び能力の向上に努めている。

さらに、法令の規定によるものではなく、私立大学の主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した大学づくりを進めることを目的として「福岡歯科大学ガバナンス・コード」を策定し、ホームページで公表するなど、社会的責任に応える取組みを行っている。

②問題点

2020年9月に「危機管理規程」を制定するとともに関連規定を改正したほか、2021年4月には「災害対策マニュアル」を制定し、地震等の大規模災害に対する危機管理体制及び対処方法等を明確にした。

③全体のまとめ

多様化するニーズに適切に対応し、円滑かつ効率的に業務を遂行するため、業務執行方法について不断の見直しを行うとともに、費用対効果に留意のうえ業務委託化を図るなど、機能的な事務組織づくりに努めている。また、人事考課制度の活用や体系的な研修を通して、教職員の人材育成及び資質向上に積極的に取り組んでいる。

10-(2). 財務

【点検評価項目】

- ①教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。
- ②教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているか。

【点検・評価】

(1) 長所・特色

本学の2014～2018年度の事業活動収支における教育活動収支差額は収入超過で推移しており、本業である教育活動でプラスを維持している。また、福岡歯科大学奨学基金、同教育研究基金等の第3号基本金引当特定資産運用収入は、現下の金利水準の影響等で減少傾向ではあるが、2018年度は3億2,100万円を確保しており、教育研究活動の遂行と財政確保の両立が図られている。

(2) 問題点

奨学金の充実を図るなど受験生の経済的負担に配慮した措置を実施しているところではあるが、2018年度入試では出願者271名、入学者97名、2019年度入試では出願者238名（33名減）、入学者85名（12名減）となり、入学定員96名を確保することが出来なかった。学生確保は安定した財政基盤の確立に不可欠であるため、対応が急務である。

また、本学が使用している校舎（本館棟）は1978年取得後、40年を経過しており、老朽化が進んでいる。その他、アニマルセンター、体育館等の老朽化も進んでおり、キャンパス整備計画の策定が必要である。

(3) 全体のまとめ

学園の教育研究活動を永続的に維持していくため「第三次中期構想」を策定し、その中で構想期間6年間の財務計画を示し、構想内容を実現していく財政的な裏付けを明確にした。事業の変更や新たな事業の実施などにより、財務計画との差異が生じてくることから、予算、決算において毎年検証を行い、必要があれば修正を行っていく。

学園の事業活動収支差額は収入超過で推移し、2018年度決算の事業収支差額比率は7.2%で全国平均を上回っている。このほか、純資産構成比率は91.8%で自己資本の充実度を示している。また、将来の施設設備の更新、教職員の退職資金等及び奨学金の原資となる基金について、どの程度保有資産の裏付けがあるかを示す積立率は100.2%と全国平均を大きく上回っている。

今後、校舎（本館棟）、アニマルセンター、体育館等の老朽化に伴うキャンパス整備計画の策定及び当該計画に合わせた資金の積み立てが必要であるが、校舎（本館棟）については、2018年12月に第2号基本金組入れ計画を策定し、80億円を組入れている。

このように、本学は、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立している。

‘20 対応・改善状況

①長所・特色

本学の教育活動収支差額は 2018 年度決算まで収入超過で推移していたが、2019 年度決算では 2 億 6,900 万円の支出超過、2020 年度決算では 1 億 5,500 万円の支出超過となった。主な要因は、学生生徒等納付金が入学定員未充足等に伴う在籍学生数の減により減収、補助金が私立大学等経常費補助金の定員未充足学部等に対する減額措置等により減収となったためである。一方、教育活動外収入である福岡歯科大学奨学基金、同教育研究基金等の第 3 号基本金引当特定資産運用収入は、2019 年度は 3 億 2,300 万円、2020 年度は 3 億 1,600 万円を確保しており、教育研究活動の遂行と財政確保の両立は維持している。

②問題点

学生確保については、受験生の経済的負担を軽減する新たな取り組みとして、2020 年度入試から、一般選抜 A 日程及び一般選抜 B 日程の成績上位者で入学希望者（合格した場合入学を確約できる者）を対象に、入学金 50 万円、毎年度授業料 100 万円の 6 年総額 650 万円を免除する「専願特待生制度」を導入した。また、入試委員会を中心に交通広告や SNS 等を活用した広報活動の強化及び予備校の複数回訪問等を行ったが、2020 年度入試では出願者 218 名（対前年度比 20 名減）、入学者 88 名（対前年度比 3 名増）、2021 年度入試では出願者 153 名（対前年度比 65 名減）、入学者 71 名（対前年度比 17 名減）と入学定員 96 名を確保することが出来ず、大幅な減収となった。

新キャンパス整備計画については、福岡歯科大学校舎（本館・研究棟）、本学園の設置校である福岡医療短期大学校舎、アニマルセンター及び体育館等の再整備に向けて、2020 年度末から検討を始めている。

③全体のまとめ

学園の事業活動収支差額は 2019 年度決算まで収入超過で推移していたが、2020 年度決算では 16 億 3,200 万円の支出超過となり、事業活動収支差額比率はマイナス 22.4%となった。主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響による医療収入の減、新病院取得に係る経費の増、旧病院の資産処分差額等によるものであるが、これらの臨時的な支出を除けばマイナス 2.7%となる。このほか、2020 年度決算における学園の総資産は 668 億 9,500 万円で、このうち、第 2 号基本金引当特定資産に 80 億円、第 3 号基本金引当特定資産に 235 億 9,800 万円、減価償却引当特定資産に 90 億円など各種引当特定資産を保有しており、特定資産構成比率 63.9%、積立率 102.2%で良好な財務基盤を維持している。

今後、新キャンパス整備計画に向けて、更なる財政基盤の強化を図りたい。